

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.1.1 8.8	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.1 一般事項 遮断器は、通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり、かつ、危険を及ぼさない設計及び構造でなければならない。 8.8 短絡電流における性能 遮断器は、短絡動作の間に操作者を危険にさらしてはならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条5 5.2.1.2 5.2.1.3 附属書1及び2	箇条5 遮断器の特性 5.2.1.2 定格絶縁電圧 (Ui) 最大定格電圧は、いかなる場合でも定格絶縁電圧を超えてはならない。 5.2.1.3 定格インパルス耐電圧 (Uimp) 遮断器の製造業者が宣言する定格インパルス耐電圧の値は、規定する定格インパルス耐電圧の標準値以上でなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条8	箇条8 構造及び動作に対する要求事項	
				8.1	8.1 機械的設計	
				8.1.2	8.1.2 機構 遮断器は、接点の位置表示を正確に行えるように操作部、表板又はカバーを正しく取り付けられるよう設計しなければならない。 機構の動作は、エンクロージャ又はカバーの位置によって阻害されず、また、取り外し可能部品とも関係があってはならない。	
				8.1.4	8.1.4 ねじ、通電部品及び接続部 設備に遮断器を取り付けるときに使用するねじは、次のようなものでなければならない。 －ねじ山切削タイプを使用しない －絶縁材料のねじ山とかみ合うねじは、ねじ穴又はナットにねじを確実に挿入することができる、等	
				8.1.5	8.1.5 外部導体用端子 外部導体用端子は、次のようなものでなければならない。 －導体を締め付ける手段は、他の部品を固定しない －ねじ及びナットは、ISOのメートルねじ山又はピッチ及び機械的強度が同等以上のねじ山をもつもの、等	
				8.1.7	8.1.7 差込形遮断器の機械的取付け	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条9 9.4 9.10 9.10.3.1 附属書I I.2	<p>差込接続だけに依存せず、別の部分で保持する差込形遮断器、及び差込接続だけに依存する差込形遮断器の機械的取付けは、信頼性がある、かつ、適切な安定性をもたなければならない。</p> <p>箇条9 試験</p> <p>9.4 ねじ、通電部及び接続部の信頼性試験</p> <p>規定の試験中、ねじ接続部は、ねじ締め緩みがなく、ねじの破損、又はねじ頭部の溝、ねじ山、座金若しくは当て金に、遮断器の継続使用を損なうような損傷があってはならない。</p> <p>差込形接続は、規定回数の着脱試験後、接続が緩んではならない。</p> <p>9.10 引外し特性試験</p> <p>9.10.3.1 一般試験条件</p> <p>規定の引外し特性試験において、遮断機は規定の時間内で動作しなければならない。</p> <p>附属書I 受渡試験</p> <p>I.2 引外し試験</p> <p>規定する動作電流と瞬時引外し範囲の下限値との間の任意の電流をコールド状態から通電を開始し、それぞれの引外し素子をもつ極に別々に通電したとき、遮断器は、製</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				<p>附属書J</p> <p>J.8</p> <p>J.9.1</p> <p>附属書K</p> <p>K.8</p> <p>K.8.2</p> <p>附属書JA</p> <p>JA.6</p>	<p>造業者が選択した電流における動作時間内で引き外さなければならない。</p> <p>附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の配線用遮断器の個別要求事項</p> <p>J.8 構造要求事項</p> <p>端子の設計及び構成は、次のようであなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> —各導体を個々に締め付ける —接続又は取り外しのとき、導体を同時又は個別に、接続又は取り外しが可能である —導体が不完全な挿入とならない <p>J.9.1 ねじなし端子の信頼性試験</p> <p>信頼性試験後、端子は、使用上に支障となるような損傷があつてはならない。</p> <p>附属書K 平形接続子方式の配線用遮断器の個別要求事項</p> <p>K.8 構造要求事項</p> <p>K.8.2 外部導体用端子</p> <p>メールタブは、確実に保持されなければならない。</p> <p>附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付配線用遮断器</p> <p>JA.6 単相3線式中性線欠相保護機能に関する構造及び動作に対する要求事項</p> <p>過電圧検出装置の動作特性は、適切なものでなければな</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					らない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.6	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 多極遮断器の開閉専用中性極は、引外し素子をもつ極よりも後に閉路せず、先に開路してはならない。 8.6 自動動作 遮断器の引外し特性は、不要な動作をすることなく回路を適切に保護するものでなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 附属書1及び2 箇条9 9.10	箇条6 表示及び他の製品情報 遮断器には、次の事項を表示しなければならない。 一 製造業者の名称又は商標 一 製品区分 ・ 形式、カタログ番号又は製造番号 ・ 規格番号、等 一定格電圧、定格周波数、定格電流、定格感度電流、等 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験 9.10 引外し特性試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書J J.6	全ての表示装置は、接点の開路位置を示さなければならない。 附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の配線用遮断器の個別要求事項 J.6 表示 表示は、本体の箇条6によるほか、次を表示しなければならない。 ー非ユニバーサル端子 <ul style="list-style-type: none"> ・硬導体の単線を指定する端子は、“sol”又は“単線” ・硬導体（単線及びより線）を指定する端子は、“f” ・可とう導体用を指定する端子は、“f” 	
				附属書K K.6	附属書K 平形接続子方式の配線用遮断器の個別要求事項 K.6 表示 表示は、本体の箇条6によるほか、次を追加しなければならない。 ー製造業者の説明書には、平形接続端子に関する次の情報及び使用する導体の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者の名称又は商標 ・形式名 ・導体の断面積及び絶縁被覆付き平形接続子のカラーコードの情報、等 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書JA JA.4.1	附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付配線用遮断器 JA.4.1 単相3線式中性線欠相保護機能付であることの表示 単相3線式回路の中性線欠相時に回路を遮断する機能をもつ場合に、“単3中性線欠相保護付”を表示しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条8 8.7 8.9 箇条9 9.11	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.7 機械的及び電氣的耐久性能 遮断器は、定格電流を通電して、機械的及び電氣的に十分な操作回数を遂行できなければならない。 8.9 機械的衝撃及び打撃に対する耐性 遮断器は、取付時及び使用中に受けるストレスに対して十分に耐えるだけの機械的性能をもたなければならない。 箇条9 試験 9.11 機械的及び電氣的耐久性能 遮断器に規定の回数の閉路操作及び開路操作を行った後、遮断器は、次のようにはあってはならない。 一過度の消耗	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書2 箇条8 8.7 8.9 箇条9 9.11 附属書1及び2 箇条8	ー可動接点の位置と表示装置の相当する位置との間の相違、等 附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.7 機械的及び電氣的耐久性能並びに過負荷開閉性能 遮断器は、定格電流を通電して、機械的及び電氣的に十分な操作回数を遂行できなければならない。 8.9 機械的衝撃に対する耐性 遮断器は、取付時及び使用中に受けるストレスに対して十分に耐えるだけの機械的性能をもたなければならない。 箇条9 試験 9.11 機械的及び電氣的耐久の検証並びに過負荷開閉性能 遮断器に規定の回数の閉路操作及び開路操作を行った後、遮断器は、次のようにはならない。 ー過度の消耗 ー可動接点の位置と表示装置の相当する位置との間の相違、等 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.1.4	8.1.4 ねじ、通電部及び接続部 電氣的及び機械的接続部は、製造業者が意図する通常の使用状態の下で生じる機械的応力に耐えなければならない。	
				8.5	8.5 連続通電責務 遮断器は、長期間の使用後でも確実に動作しなければならない。	
				8.8	8.8 短絡電流における性能 遮断器は、充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシュオーバを生じることなく、規定回数 の短絡電流遮断を行えなければならない。	
				8.12	8.12 耐食性 遮断器は、鋼鉄の部分はさびに対して適切な保護を なくてはならない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.16	9.16 耐食性試験 耐食性試験後、部品の表面は、さびの兆候を示しては ならない。	
				附属書J	附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の配線用遮断器 の個別要求事項	
				J.8	J.8 構造要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				J.8.6	J.8.6 耐エージング性 端子は、エージングに対して耐性をもたなければならない。	
				J.9.3	J.9.3 サイクル試験 サイクル試験の後、割れ目、変形又はこれに類する継続使用を損なうような明白な変化があってはならない。	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 附属書1 附属書2 附属書1及び2 箇条8 8.6	箇条7 標準使用条件 7.1 一般事項 この規格を適用する遮断器は、周囲温度範囲、雰囲気及び汚損度等の標準使用条件で使用しなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器 この附属書で扱う遮断器を在来電気設備規定の回路に使用してはならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 この附属書で規定する遮断器をJIS C 60364の規格群による回路に使用してはならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.6 自動動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					基準温度以外の-5℃~40℃の範囲内の周囲温度で、遮断器の引外し特性を満足できないような影響があってはならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1.4 8.2 8.10 箇条9 9.14	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1.4 ねじ、通電部及び接続部 通電部品は、保護導体用部品を含めて、装置内で生じる状態においてそれらの使用目的に適切な機械的強度、電気的導電性及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。 8.2 感電保護 電線又は電線管用の開口部は、絶縁材料製か、絶縁材料のブッシング又は同様の装置を設けなければならない。 8.10 耐熱性 遮断器は、熱に対して十分に耐えなければならない 箇条9 試験 9.14 耐熱性試験 通電部品及び保護回路部品の位置を保持する絶縁材料からなる遮断器の外部部品は、ボールプレッシャ試験に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.15	9.15 異常過熱及び火災に対する耐性 遮断器の絶縁材料は、規定の試験に耐える材料でなければならない。	
				附属書K	附属書K 平形接続子方式の配線用遮断器の個別要求事項	
				K.8	K.8 構造要求事項	
				K.8.2	K.8.2 外部導体用端子 メールタブ及び平形接続端子は、機械的強度、電氣的導電性及び使用環境に適した耐食性をもつ金属製のものでなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	附属書1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.14	9.14 耐熱性試験	
				9.14.1	9.14.1 供試品を規定の温度の恒温槽の中に規定時間保持した後、供試品をほぼ室温になるまで冷却し、標準試験指を規定の力で押したとき、通常は接触できない充電部に接触してはならない。	
				附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器	
				箇条8	箇条8 構造及び動作に対する要求事項	
				8.2	8.2 感電保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条9 9.6	遮断器は、通常の使用状態に取り付けて配線した場合、充電部に接近可能でないように設計しなければならない。 箇条9 試験 9.6 感電保護の試験 通常の使用状態で取り付けたとき、操作者にさらされている遮断器の部分に規定の力で標準試験指を当てたとき、エンクロージャ又はカバーは、標準試験指が充電部に接触するほどの変形があつてはならない。	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 附属書JD	附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 遮断器は、通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり、かつ、危険を及ぼさない設計及び構造でなければならない。 附属書JD 定格インパルス耐電圧を表示しない装置の絶縁距離 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれがある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部に1 kΩの抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部との間に接続したとき、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					当該抵抗に流れる電流は、1mA以下でなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条9 9.11 附属書2 箇条9 9.11 附属書1及び2 箇条8 8.1 8.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験 9.11 機械的及び電氣的耐久性能 遮断器は規定の引外し特性試験後、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験 9.11 機械的及び電氣的耐久性能の検証並びに過負荷開閉性能 遮断器は規定の引外し特性試験後、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 最小空間距離及び最小沿面距離は、規定の値以上でなければならない。 8.2 感電保護 金属製の操作部は、充電部から絶縁しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.3 8.3 耐電圧性能及び断路能力 遮断器は、適切な耐電圧性能をもたなければならない。 箇条9 箇条9 試験 9.7 9.7 絶縁性能の試験 遮断器は、規定の絶縁性能試験に耐えなければならない。 9.12 9.12 短絡試験 9.12.12.2 9.12.12.2 定格短絡遮断容量での短絡試験の後の検証 遮断器は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。 附属書JD 附属書JD 定格インパルス耐電圧を表示しない装置の絶縁距離 遮断器の台の裏面の充電部は、造営材に取り付ける屋外用のもの場合は基台の裏面から、それぞれ3 mm以上の深さとし、かつ、その上を電気絶縁物によって、覆わなければならない。		
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.11 8.11 異常過熱及び火災に対する耐性 遮断器の絶縁材料の外郭部分は、その近傍の通電部分が故障又は過負荷状態によって高温になった場合、発火し		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				筒条9 9.8 附属書2 筒条8 8.11 筒条9 9.8 附属書1及び2	たり、火が広がったりしてはならない。 筒条9 試験 9.8 温度上昇試験及び電力損失の測定 定格電流に等しい電流を任意の電圧で遮断器の全ての極に同時に通電したとき、取付面に直接接する遮断器の面を含むその他の外面部分の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 筒条8 構造及び動作に対する要求事項 8.11 異常過熱及び火災に対する耐性 本体に栓刃をもち電源に直接接続するものは、その近傍の通電部分が故障又は過負荷状態によって高温になった場合、発火したり、火が広がったりしてはならない。 筒条9 試験 9.8 温度上昇試験 定格電流に等しい電流を任意の電圧で遮断器の全ての極に同時に通電したとき、取付面に直接接する遮断器の面を含むその他の外面部分の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条8 8.4 箇条9 9.12	箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.4 温度上昇 取付面に直接接する遮断器の面を含むその他の外面部分の温度上昇値は、規定する値を超えてはならない。 箇条9 試験 9.12 短絡試験 短絡試験において、遮断器は、さらしかなきんに着火してはならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条9 9.8 附属書2 箇条9 9.8	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験 9.8 温度上昇試験及び電力損失の測定 定格電流に等しい電流を任意の電圧で遮断器の全ての極に同時に通電したとき、遮断器の手動操作中に人が触れるおそれがある外部部品の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験 9.8 温度上昇試験 定格電流に等しい電流を任意の電圧で遮断器の全ての極に同時に通電したとき、遮断器の手動操作中に人が触れ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書1及び2 箇条8 8.4	るおそれがある外部部品の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.4 温度上昇 遮断器の手動操作中に人が触れるおそれがある外部部品の温度上昇値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.2 感電保護 裏打ちは、鋭い角の生じる位置には適切な保護を施さなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条9 9.13	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験 9.13 機械的ストレス 閉路状態で、電源に接続しない遮断器を規定の高さから規定回数の落下を行ったとき、試験中、遮断器は開路してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.13.2	9.13.2 機械的ストレス及び打撃に対する耐性	
				9.13.2.2	9.13.2.2 供試品は、規定の衝撃試験を行ったとき、充電部に近接できるような又は遮断器の継続使用を損なうようなカバーの破損、操作装置、絶縁材料の裏打ち、バリアなどの損傷があつてはならない。	
				9.13.2.3	9.13.2.3 スクリューイン形遮断器は、適切な基台にねじ込み、規定のトルクを加えたとき、遮断器の継続使用を損なうような損傷があつてはならない。	
				附属書2 箇条9	附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験	
				9.13.2A	9.13.2A 振動試験 遮断器に振動試験を行ったとき、開放せず、各部に異常があつてはならない。	
				9.13.2B	9.13.2B 衝撃加速度試験 遮断器に衝撃加速度試験を行ったとき、遮断器は各部に異常があつてはならない。	
				附属書1及び2 箇条9	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験	
				9.5	9.5 外部銅導体用ねじ式端子の信頼性試験	
				9.5.2	9.5.2 端子に規定の断面積の導体を取り付け、規定する値	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.5.3	<p>の引張力を加えたとき、導体は、端子内で著しく動いてはならない。</p> <p>9.5.3 端子に規定の導体を接続し、規定する値で締め付けたとき、導体には、過度な損傷及びひ断線があつてはならない。</p> <p>試験中、端子には緩みがなく、ねじの破損、又はねじ頭部の溝、ねじ山、座金若しくは当て金に、遮断器の継続使用を損なうような損傷があつてはならない。</p>	
				9.13	9.13 機械的ストレス	
				9.13.2.4	9.13.2.4 レール取付用遮断器は、鉛直の壁にレールを強固に取り付け、遮断器の前面に、下方向に規定の力を加え、続いて、上方向に規定の力を加えたとき、遮断器は外れてはならない。また、試験後、遮断器は、その継続使用を損なうような損傷があつてはならない。	
				9.13.2.5	9.13.2.5 固定をその接続だけに依存する差込形遮断器の場合、差込接続端子から同じ距離の端子間の位置に、規定の力を加えたとき、遮断器側の部分が、端子台からゆるんだり、外れていたりしてはならない。	
				附属書J	附属書 J 外部銅導体接続用ねじなし端子の配線用遮断器の個別要求事項	
				J.9.2	J.9.2 外部導体用端子の信頼性試験—機械的強度	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書K K.9.5	端子に規定の種類、及び最小並びに最大断面積の導体を接続し導体に規定の引張力を加えたとき、導体の素線は、端子から外れてはならない。 附属書K 平形接続子方式の配線用遮断器の個別要求事項 K.9.5 機械的過負荷 遮断器の端子に規定する主軸方向への押す力、及び引く力を、遮断器に取り付けたメールタブに対して行ったとき、メールタブ本体に、又はメールタブを組み込んだ遮断器に継続使用を損なうような損傷があってはならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条9 9.11 附属書2 箇条9 9.11	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験 9.11 機械的及び電氣的耐久性能 遮断器は、規定の閉路・開路の操作サイクル試験後、コンパウンドのしみ出しがあってはならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条9 試験 9.11 機械的及び電氣的耐久の検証並びに過負荷開閉性能 遮断器は、規定の閉路・開路の操作サイクル試験後、コンパウンドのしみ出しがあってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であり、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.1.1	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.1 一般事項 遮断器は、通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり、かつ、危険を及ぼさない設計及び構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.1.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.2 機構 手で遮断器を開閉できなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.1.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.2 機構 遮断器は、引外し自由機構をもたなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.6.3A	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.6.3A 越流性能 遮断器は、越流（急激な電流増加）を自動的に開路することがあってはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.1.5	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.5 外部導体用端子 遮断器は、規定した公称断面積の銅導体を接続できる端子でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		止する構造であるものとする。		箇条8 8.1 8.1.1	箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.1 一般事項 遮断器は、通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり、かつ、危険を及ぼさない設計及び構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び2 8.13A	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形配線用遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形配線用遮断器 8.13A 雑音の強さ 定格電圧が300 V以下で、定格電流が100 A以下の遮断器は、JIS C 8300の附属書O（雑音の強さ）の要求事項を満たさなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 箇条8 8.1 附属書JA	箇条6 表示及び他の製品情報 遮断器には、容易に消えない方法で、規定した表示をしなければならない。 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 主接点の位置表示を分離した機械的表示装置で行う場合は、閉路位置に赤を、開路位置に緑を使用しなければならない。 附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付配線用遮断器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				JA.4 JA.4.1 JA.4.2 JA.6 JA.6.1	JA.4 表示 JA.4.1 単相3線式中性線欠相保護機能付であることの表示 単相3線式回路の中性線欠相時に回路を遮断する機能をもつ場合の“単3中性線欠相保護付”の表示は、取付位置で明確に見えなければならない。 JA.4.2 過電圧検出リード線の表示 過電圧検出リード線の引出し部近傍の見やすい位置に“N”を表示し、この表示は、取り付けるときに見えなければならない。 JA.6 単相3線式中性線欠相保護機能に関する構造及び動作に対する要求事項 JA.6.1 過電圧検出リード線の構造 単相3線式中性線欠相保護装置の過電圧検出リード線の場合、過電圧検出リード線の色は白でなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ね	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>る換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等 (長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているもの）に限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のもの）に限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8211:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用配線用遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		至るおそれがある旨。				